

ガイドライン準拠の体制づくりと事故防止策

ガイドラインのフロー	事故No.	背景要因・課題（資料3から）	今後の対策	具体的方法	備考
<p>教育委員会の役割</p> <p>食物アレルギー対応に学校給食の実施者として主体的に取り組み、基本的な対応方針を示す。 (学校の) 対応の過程や対応委員会の決定を把握し、指導する。</p>		<p>平成 21 年 6 月に各校へ通知したが、すでにアレルギー対応の体制があり、ガイドラインに沿った基本的な方針を改めて示さなかった。 学校任せになっていたため対応の過程等をしっかり把握してこなかったこともあり、主体的な取り組みが十分であったとはいえない。</p>	<p>学校任せになっていた面を改め、体制を整備し主体的に取り組む。 なお、調布市教育委員会の基本的な対応方針は以下のとおりとする。</p>	<p>学校における対応委員会の設置及び食物アレルギー対応の基幹組織として機能するよう徹底する。 学校の取組過程を把握し、適切な指導に繋げていく。</p>	<p>・小学校 (20 校) は原則レベル 3, ・中学校 (8 校) はレベル 1 の対応</p>
<p style="text-align: center;">学校給食に関する基本的な考え方</p> <p>1 調布市教育委員会は、給食施設、食物アレルギーのある児童・生徒の状況等に基づき、医師の指示に従い、対応可能な範囲で食物アレルギーの児童・生徒への給食を提供します。 2 調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒へ、正しい診断に基づいた必要最小限の食物除去を行いながら、適切な栄養素の確保、生活の質を維持するよう配慮します。 3 調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食時間を楽しみ、食を通して成長していくことを目指します。 4 調布市教育委員会は、食物アレルギーについて正しい知識を身に付けるよう学校の教職員等への研修等はもとより、市民への啓発に努めます。</p> <p style="text-align: center;">基本的な対応方針</p> <p>各小学校の給食施設、食物アレルギーのある児童の状況等に基づき、医師の指示に従い、学校として対応可能な範囲で食物アレルギーのある児童への給食を提供する。なお、中学校の給食は、親子方式 (近隣小学校で給食をつくり中学校に提供する方式) なので、食物アレルギーのある生徒は各自で除去対応を行うものとする。</p>					
<p>1 対応申請の確認</p> <p>保護者に“学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)” またはそれに準ずるものの提出依頼をする。</p> <p>申請時期</p> <p>パターン A (新 1 年生) : 就学時健診などで実態調査を行う。 パターン B (進級時) : 3 学期に新年度へ向けた対応の継続を確認する。 パターン C (新規発症・診断及び転入時) : 新規に発症した場合、もしくは転入時に対応する。</p>	<p>A</p>	<p>1 保護者に配付する文書での説明が不十分なため、学校生活における食物アレルギー対応の取組の仕組み等が正しく伝わっていない。</p> <p>※ お知らせや面談等の取組開始の時期が遅かった。</p> <hr/> <p>2 小学校新 1 年生の保護者から、書類が正しく届出されていない。 (1) お知らせが多数渡されるので、必要な情報を見落とすことがある。</p>	<p>1 保護者に対して食物アレルギーと学校生活についての分かりやすい説明と注意喚起をする。</p> <p>新 1 年生の給食開始は遅いが、早期から相談できる体制が望ましい。 新学年 4 月の給食対応をするためには、在校生は 3 月中に対応を決定し、4 月の献立について具体的な対応を確認していなければならない。</p> <hr/> <p>2 小学校新 1 年生の保護者に、正しく届け出してもらう。 (1) アレルギーのこととわかる簡単な案内と、具体的な詳しい案内の 2 段階のお知らせにする。</p>	<p>1 提出書類</p> <p>①小学校新 1 年生用お知らせ文の改善 ②中学校新 1 年生用お知らせ文の新設 ③在校生用お知らせ文の改善</p> <p>※ 申請時期を早くし、早い時期に対応を決定する。 ① 小学校新 1 年生については、ガイドラインどおり就学時健診時からとする ② 在校生も年末までに更新手続きをお知らせし、3 学期中の手続きを円滑にする。</p> <hr/> <p>2 (1) ア 新しく簡単な案内を作成し就学時健診の通知に同封して食物アレルギー対応があることを知らせる。 イ 就学時健診会場で、具体的な案内通知を配布する。</p>	<p>10 月～11 月から 11 月～12 月から</p> <hr/> <p>2(1) <u>様式案 1</u> <u>「保護者の事前調査票」</u>、「<u>面談調書</u>」及び「<u>取り組みプラン</u>」の 3 つの帳票を兼ね、簡素化した様式。</p>

ガイドラインのフロー	事故No.	背景要因・課題（資料3から）	今後の対策	具体的方法	備考
	A	<p>(2) 提出する書類が多いので、一部の書類にアレルギー情報を記入して十分と思いきみ、重要な書類に記入をしていない場合がある。</p> <p>(3) 食物アレルギー対応について、保護者が思いこみや勘違いをしている場合がある。</p> <p>※ 入学前施設との連携。</p>	<p>(2) 提出書類への記入について、学校に正しく情報が伝わるように工夫する。</p> <p>(3) 相談窓口を設置する。</p>	<p>(2) ア 提出する書類を管理指導表と「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査票兼面談調書）」（様式案1）（資料7）に統一し、管理指導表が最も重要な書類であることを明示する。</p> <p>イ 「緊急連絡票」などに、食物アレルギーに関する情報が無いか、「食物アレルギー対応委員会」において確認等をする。</p> <p>(3) 就学時健診時に相談窓口を設置し、食物アレルギーと学校生活について説明し相談に応じることで、情報の漏れを防ぎ、正しい情報を伝える。必要に応じ負荷試験の案内、入学前通園施設の確認なども行う。</p> <p>※ 必要に応じて幼保と連携をとる。中学1年生は、小学校と連携をとる。</p>	
2 個別面談	書類が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。	<p>3 面談時の聞き取りで必要な情報を得ることとし保護者から事前調査票の提出を求めていなかったため、面談で児童生徒と保護者の詳細な情報を得られない場合があった。</p> <p>※1 管理指導表の理解が足りなかったため、対応が十分でない部分があった。</p> <p>※2 対応委員会を開催せず、面談の時点で対応を決定していることが多い。</p>	<p>3 事前調査票の様式を整え（様式案1）その提出を徹底する。</p> <p>※ ガイドラインに沿った面談者の参加のもと面談を実施する。</p> <p>※1 管理指導表及びガイドラインに関する研修を設ける。教育委員会は医師会の支援により日常的な相談と管理指導表の適正化に向けた体制を整備する。</p> <p>※2 学年進行時の簡易な継続内容等の事案については、<u>面談の際に取組内容を決定し、後日の「食物アレルギー対応委員会」で報告するという取扱いも可とする。</u></p>	<p>3 面談の通知をする際に、管理指導表、様式案1を保護者に配付する。在校生の面談実施を早めるなどして、新1年生の面談をより丁寧に行う。管理指導表の内容に変更があった場合は、耐性化の確認などを行う。</p>	<p>・面談のスケジュール管理</p>
3 面談調書の作成	面談の結果を受けて、面談調書その他の書類を作成する。	<p>4 面談時に対応内容を決定することが多かったため、面談調書を作成することが徹底されていなかった。</p>	<p>4 面談の実施を徹底するとともに、面談調書の様式（様式案1）を整え作成を徹底する。</p>	<p>様式案1は、事前調査票として保護者が記入し、管理指導票とともに学校へ提出する。学校は、<u>面談において、記載内容を確認することをもって面談調書を作成したこととする。</u>既往等かつ経過年数の確認、緊急時個別対応カードの作成に必要な事項等をしっかり聞き取ること。保護者との信頼関係を築く場とすること。</p>	
4 対応委員会の設置と	「食物アレルギー対応委員会」（以降対応委員会という。）を開催し、対応方法の検	<p>5 対応の決定は面談時に行い、校内での情報共有は職員会議等で行っていたため、対</p>	<p>5 校内にアレルギー対応委員会の設置を徹底する。</p>		<p>・対応委員会で、「緊急連絡票」などに、食物ア</p>

ガイドラインのフロー		事故No.	背景要因・課題（資料3から）	今後の対策	具体的方法	備考
開催	討・決定をする。検討に際して、主治医や専門医と連携することが大切となる。		<p>応委員会はほとんどの学校で設置されていなかった。</p> <p>※1 特に大きな問題なく対応できていたため、主治医・学校医・専門医との連携の必要性を強く感じなかった。</p>	<p>※1 教育委員会は、研修の実施及び管理指導表についての相談等を行うため、学校医や医師会等に支援をいただくことについて検討する。</p>		<p>アレルギーに関する情報が無いか確認する。</p> <p>・対応委員会で、ヒヤリハット事例を検証し対策を検討する。</p> <p>・学校医等との連携検討</p>
5 対応内容の把握	教育委員会は対応委員会の報告を受け、内容を確認把握し、環境の整備や指導を行う。		<p>※1 教育委員会への報告は食物アレルギー対応一覧表の提出にとどまっていたため、内容の確認把握が十分ではなかった。</p> <p>※2 対応委員会の設置について、設置指導など教育委員会の主導的指導といった取組が弱かった。</p>	<p>※1 教育委員会は、各校の対応委員会の報告を受け、対応内容を把握し、環境の整備や指導を行う。</p> <p>※2 現場任せでない体制作りを進め、教育委員会と学校の連携を強める。</p>	<p>※1 教育委員会の主導性を発揮するため、教育部の体制を整える。</p> <p>※2 各校に対応委員会を設置し、教職員の役割分担を明確にする。</p>	
6 最終調整と情報の共有	校長は4で決定した内容を「取り組みプラン」に記載し、「アレルギー疾患に対する取り組み報告会」で全教職員へ周知徹底する。保護者への対応内容を通知し、必要に応じて具体的な内容の調整を行う。		<p>6 アレルギー対応一覧表を使用した報告により校内周知しているところもあり、取り組みプランの作成が徹底されていなかった。</p> <p>対応は面談時に決定していたため、改めて保護者に文書で通知することはしていなかった。</p>	<p>6 取り組みプランの様式を整え（様式案1）対応委員会への報告により作成の徹底を図り、その内容を全教職員に周知徹底する。保護者へ対応内容を通知し、必要に応じて具体的な内容の調整を行う。</p>	<p>6 面談内容を基に様式案1の9に、学校での取り組み内容を記入する。</p> <p>職員会議等で教職員への周知を図る。</p> <p>保護者に様式案1の控えにより対応内容を通知する。</p>	
7 対応の開始	<p>学校給食における食物アレルギー対応を開始する。</p> <p>※ 小学校は原則レベル3 中学校はレベル1の対応</p> <p>調布市の通常の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士は、月1回、翌月の献立をもとに食物アレルギーの対応を保護者と確認する。 ・この確認に基づき、日々の調理等を行う。 ・調理の前日に、栄養士と調理士は調理内容、アレルギー対応等について打ち合わせる。 ・調理当日、調理担当者は打合せを行い役割分担や調理手順、アレルギー対応等を確認する。 ・調理が終わると、クラスごとに食缶がワ 	<p>B</p> <p>C</p>	<p>7 学校給食で発症した食物アレルギー症状の約60%は新規の発症であり、小学生以降に新規発症することは稀ではないため学校給食における食物アレルギーの発症を100%防ぐことはできない。</p> <p>8 現在の施設等は、アレルギー対応を前提として整備されていないため、コンタミネーション（混入）の可能性がある。あわせて、大量調理を前提とする学校給食に対して、個別の対応を求めている。</p> <p>(1) 学校の給食室には食物アレルギー専用のスペースがない。</p> <p>(2) 食物アレルギー対応調理の十分なスペースの確保も難しい。</p> <p>(3) 専用の人員の配置がない。</p> <p>(4) 換気扇の影響等で材料が舞うことも考えられる状況の中で調理している</p>	<p>7 万が一、発症した場合の体制を整えておくことが重要なため、緊急対応部会において体制整備の検討をしている。</p> <p>8 根本的な事故防止策として、学校給食提供環境の整備について検討していく。併せて、国等への要請も検討する。</p>	<p>7 緊急対応部会が検討</p> <p>8 実現には財政的制約や敷地の課題等があり、一挙に解決するのは難しいため、部会では具体策までは協議できなかったが、事故防止策の検討に当たっては、第一に考えるべき対策であるとする。</p>	

ガイドラインのフロー	事故No.	背景要因・課題（資料3から）	今後の対策	具体的方法	備考
<p>ゴンに乗せられ給食が運ばれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室で、給食当番が配膳等する。 ・除去食は、食器に盛られるとラップがされ、ワゴンに乗せられる。 ・除去食以外のものは、教室で盛り付けてもらう。 	<p>H M</p>	<p>9 栄養や食育の面を重視した献立作成が行われ、食物アレルギーに留意した献立作成の基本的な考え方がない。</p>	<p>9 食物アレルギーに留意した献立作成に関する基本的な考え方を新たに示す。</p>	<p>9</p> <p>(1) 「除去を意識した献立」、「新規に症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立」、「調理室における調理作業を意識した献立」を基本に献立を作成すること。</p> <p>(2) 使用頻度が少なく、栄養面で使用を禁止しても差し支えないと考えるため、「ピーナツ」「そば」「キウイフルーツ」については、<u>学校給食での使用を禁止する。</u></p> <p>(3) 学校は、<u>管理指導表の内容を把握し、対象児童の除去品目や対象人数により、献立を工夫する。</u></p> <p>(4) 東京都学校給食会に、原材料に脱脂粉乳を使用しないソンの製造を申し入れる。</p>	
	<p>F</p>	<p>10 食物アレルギー対応の給食は、原材料の確認が大切となるが、<u>原材料表による抗原の確認</u>を栄養士が行った後のチェックがない。</p>	<p>10 原材料についてダブルチェックを行う。</p>	<p>10 <u>原材料表を栄養士が確認した後、調理員が再確認する。</u>さらに保護者も確認する。また、原材料表は栄養士が定期的に確認し、変更があった場合は至急新しい原材料表の添付または送付を給食食材納品業者に依頼する。</p>	<p>・様式案2</p> <p>・様式案3</p>
		<p>11 統一様式の作成</p> <p>(1) 学校ごとの対応となっていたため、献立表、調理室手配表、おかわり表必要書類の形式が等学校によってまちまちで、混乱する場合がある。</p> <p>(2) 除去の対応内容を確認する対策が不十分だった。</p>	<p>11 統一様式の作成</p> <p>(1) アレルギー対応献立表（様式案2）（資料5）に書式を統一する。</p> <p>(2) 食物アレルギー対応カード（様式案3）（資料6）により、対応内容を確認する。</p>	<p>11</p> <p>(1) 1か月分のアレルギー対応が記されている様式案2を作成し、校長、担任、養護教諭、栄養士、調理員、保護者、本人が同じ書式を所持する。</p> <p>(2) 食器又はトレイに貼付し、調理、盛付、学級等の各段階で除去食の確認をする。カードには「★きょうはおかわりできません！」という表示もしている。</p>	
		<p>12 調理・配食・配膳における対応が各校任せになっている状況や、児童の状態に応じたきめ細かい対応による複雑化で、混乱等が生じている部分がある。</p>	<p>12 作業の単純化や見える化を図る。</p>		
		<p>(1) 除去対応が複雑である。</p>	<p>(1) 除去対応の単純化と共通化を進める</p>	<p>12</p> <p>(1)</p> <p>ア 管理指導表の適正な理解を深めるなどして、不要な除去対応を減らしていく。</p> <p>イ 除去対応は、完全除去とし徹底する。</p> <p>ウ 原因食物の異なる児童が複数いる場合は、それぞれの児童の原因食物に対応した除去食を</p>	

ガイドラインのフロー		事故No.	背景要因・課題（資料3から）	今後の対策	具体的方法	備考
		D I J K L M	(2) 安全対策が十分ではなかった。	(2) 安全対策の見える化や単純化、共通化を図る。	各々作るのではなく、該当する原因食物を全て除去した除去食一種類を調理すること。 (2) ア アレルギー対応献立表（様式案2）の活用 イ 食物アレルギー対応カード（様式案3）の活用 ウ 必要に応じて、食缶に「〇〇さん食べられません」等の表記をする。 エ アナフィラキシーの既往がある場合は 給食室でセット して提供し、教室では配膳しない方法も検討する。 オ アレルギー対応が必要な児童の トレイ及び食器の色を変える 。	
		K L M	1 3 対応内容の確認方法が確立されていないため、 担任の負担が大きい 。 ※ 本人への指導が少ないため、自覚が足りなかった。	1 3 教室での喫食時の対策を検討する ※ 給食指導による 本人の自覚及び同級生の理解 の向上を図る。	1 3 ア 上記C-4(2)による見える化を図る イ アレルギーのある児童に除去食がある場合は最初に配膳する。 ウ アレルギー対応ができていること及びおかわりの可否を確認してから「いただきます」をする。 エ おかわりルール の徹底（食物アレルギー対応の児童は、除去食対応の日は、全ての料理でおかわり禁止とする。） ※ 給食指導部会において具体策を検討中。	
8 評価・見直し・個別指導	定期的に対応の評価と見直しを行う。栄養教諭/学校栄養職員は食物アレルギーに関する個別指導を行う。		※ 保護者からの要望がなかったため、栄養士による個別指導は行われていなかった。	※ 児童生徒の状況等により個別指導も検討していく。	今まで通り、一年に一度の面談時に対応の評価と見直しを行う。保護者から希望がある場合は、その都度対応について検討する。	解除申請

① 「背景要因・課題」「今後の対策」「具体的方法」の番号は、資料4の「背景要因・課題」の番号と同一。

② ※印は、資料4の「背景要因・課題」に補足する内容。